

令和  
二年  
五條市議会第六回臨時会会議録(第一号)

令和二年十二月二十六日(木曜日)

議事日程(第一号)

令和二年十一月二十六日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市長の提出議案の説明
- 第四 議第五十六号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十一名)

一 番	伊 谷
二 番	養 田
三 番	平 岡
四 番	吉 田
五 番	窪 佳
六 番	秀
	正
	司
	康
	司

欠席議員（一名）

説明のための出席者

市長	岩	七番
副市長	福	八番
教育長	山	九番
理事	吉	十番
技監	藤	十一番
市長公室長	大	十二番
総務部長	牧	
危機管理監	野	
すこやか市民部長	雅	
あんしん福祉部長	一	
産業環境部長		
太	好	
樫	成	
堀	伸	
南	則	
冠	雅	
和	剛	
松	成	
石	茂	
中	賢	
平	耕	
井	上	
太	紀	
樫	吉	
堀	起	
南	行	
冠	之	
和	明	
松	人	
石	人	
中	二	
平	一	
井	昭	

事務局職員出席者

都市整備部長	上田 朗
教育部長	松井 和
西吉野支所長	大垣 悟
大塔支所長	吉川 佳秀
水道局長	東川 純司
会計管理者	小森 比登
秘書課長	西本 久美
企画政策課長	西本 久美
財政課長	戸野 哲

事務局長	馬場 雅樹
事務局次長	馬場 孝一
事務局係長	坂口 和美
事務局係員	窪勇 人
速記者	柳ヶ瀬 五美

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから令和二年五條市議会第六回臨時会を開会いたします。

牧野雅一議員から欠席届が出ております。

本日、令和二年五條市議会第六回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集賜り厚くお礼申し上げます。本臨時会には、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正が提出されておりますので、議員各位にはどうか御精励をいただきますとと

もに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

この際、申し上げます。

会議記録及び市議会だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。

この際、申し上げます。

第五回臨時会に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、速記者の席を議員席の前方の席に移動しておりますので、御了承願います。

また、議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際は正確な会議記録作成のため、マスクを外していただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

○市長（太田好紀）改めまして、皆さんおはようございます。

本日ここに、令和二年五條市議会第六回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

また、平素より市政の発展と市民福祉向上のため精力的に活動いただき、衷心より敬意を表するものであります。

初めに、先般、市職員の中から新型コロナウイルス感染者一名が確認され、市民の皆様にご心配をおかけいたしましたことについて、大変重く受け止めております。このような事態を受け止め、改めて全庁内執務環境における感染防止と職員の健康管理を徹底してまいりたいと考えております。

なお、当該感染症については、現在第三波が到来しているとされ、県内においても連日多数の感染事例が報告されており、本市においても予断を許さない状況となっております。市民の皆様には、三密を避けることを始め、手洗いやマスクの着用、さらに適度な換気など、引き続き感染リスクを避ける行動を心がけていただきますよう重ねてお願いをさせていただきます。

さて、本臨時会においては、令和二年十月七日付の人事院勧告に遵守し、一般職の職員等の給料改定を行うための条例改正案を提出いたしております。

議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。平素のお礼と議会招集の御挨拶に代えさせていただきます。

だきます。

○議長（吉田雅範）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

十一番	藤	富	美	恵	子	議員
十二番	大	谷	龍	雄		議員
一番	伊	谷	賢	司		議員

以上、三名の方をお願いします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、去る十一月二十四日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申上げましたとおり本日一日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申上げたとおりであります。

○議長（吉田雅範）次に日程第三、市長の提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）本臨時会に提出の議案について御説明を申し上げます。

議第五十六号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、令和二年十月七日付の人事院勧告に準拠した給与改定を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

以上が、このたび提出いたしました議案の概要であります。

○議長（吉田雅範）市長の提出議案の説明が終わりました。

○議長（吉田雅範）次に日程第四、議第五十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第五十六号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第五十六号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和二年十月七日付の人事院勧告を受け、関係条例の改正を行うものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定より議会の議決を求めるところでございます。

本年の国家公務員の給与に対する人事院勧告につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮いたしまして、当該勧告の基礎となる民間給与の実態調査を例年より遅らせた上で、二回に分け人事院において実施されております。ボーナスについては去る十月七日に、また月例給につきましては十月二十八日にそれぞれ勧告並びに報告が行われたところでございます。

その概要でございますが、月例給につきましては、民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから改定はなく、期末手当については、民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を〇・〇五月引き下げることとされており、このことを受けて、一般職の職員の給与に関する条例、五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例、五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例並びに五條市議会議員の議員報酬等に関する条例について、現行の期末手当の支給月数からそれぞれ〇・〇五月引き下げするため、一括して改正を行うものでございます。

それでは、改正条例の本則より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二ページから四ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第一条及び第二条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について定めておりまして、令和二年十二月期及び令和三年以降六月期並びに十二月期に一般職の職員に支給する期末手当の支給率の改正内容についてそれぞれ規定をいたしております。

なお、当該改定により、一般職の職員に対する年間の期末手当支給率は現行の二・六〇月分から二・五五分となるものでございます。

次に、第三条及び第四条では、五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について定めておりまして、同じく令和二年十二月期及び令和三年以降の六月期並びに十二月期に任期付職員に支給する期末手当の支給率の改正内容についてそれぞれ規定をいたしております。

なお、当該改定により、任期付職員に対する年間の期末手当支給率は、現行の三・四〇月分から三・三五分となるものでございます。

次に、第五条及び第六条では、五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について定めておりまして、同じく令和二年十二月期の期末手当支給率の読み替え規定及び令和三年以降の六月期並びに十二月期に会計年度任用職員に支給する期末手当の支給率の改正内容についてそれぞれ規定をいたしております。

なお、会計年度任用職員につきましては、本年十二月期に支給する期末手当の支給率の改定は行わず、令和三年以降の改定とし、年間の期末手当支給率は、現行の二・六〇月分から二・五五分となるものでございます。

次に、第七条及び第八条では、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について定めておりまして、同じく令和二年十二月期及び令和三年以降の六月期並びに十二月期に常勤の特別職に支給する期末手当の支給率の改正内容についてそれぞれ規定をいたしております。

なお、当該改定により、常勤の特別職に対する年間の期末手当支給率は、現行の三・一〇月分から三・〇五月分となるものでございます。

次に、第九条及び第十条では、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について定めておりまして、同じく令和二年十二月期及び令和三年以降の六月期並びに十二月期に議会議員に支給する期末手当の支給率の改正内容についてそれぞれ規定をいたしております。

なお、当該改定により、議会議員に対する年間の期末手当支給率は、現行の三・四〇月分から三・三五月分となるものでございます。本則は以上でございます。

続きまして、附則につきましては、施行期日を定めておりまして、当該改正条例は公布の日をもって施行し、一部規定については、令和三年四月一日から施行するものでございます。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には終始御熱心に御精励を賜り、厚くお礼申し上げます。



市長をはじめ理事者側各位には市政発展のため、事務事業の執行にますますの御精励を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございます。

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和二年五條市議会第六回臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日提出をいたしました議第五十六号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、慎重審議を賜り原案のとおり御議決いただき、心からお礼を申し上げます。

今後とも人事院勧告に準拠しながら、本市における適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、議員各位には健康に留意され、引き続き議員活動に御精励いただきますようお願い申し上げます、閉会に当たつての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（吉田雅範）これもちまして、令和二年五條市議会第六回臨時会を閉会します。

午前十時十六分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 吉田雅範

署名議員 藤富美恵子

署 名 議 員	署 名 議 員
伊 谷 賢 司	大 谷 龍 雄